

商店街における喫煙所整備に対する 補助金制度のご案内

大阪市は、2025年1月より、市内全域で路上喫煙を禁止しています。

しかしながら、市による喫煙所整備は進んでいないため、商店街や地域ではポイ捨てや火災のリスクへの対応に追われています。

つきまして、大阪市商店会総連盟では、加盟する各商店街が、喫煙所を設置する場合の清掃費用等の補助事業を開始することといたしました。

安全で美しい街のため、また多くのお客様に安心して商店街でお過ごしいただくため、ぜひ積極的なご活用をご検討ください。



**商店街内で喫煙所を
約1年間※、継続設置すると
商店街に対して最大で**48万円**※
補助金が交付されます！**

募集期間 2026年1月～3月15日

※ 設置期間は、2026年3月～2027年3月までの
約1年間です。

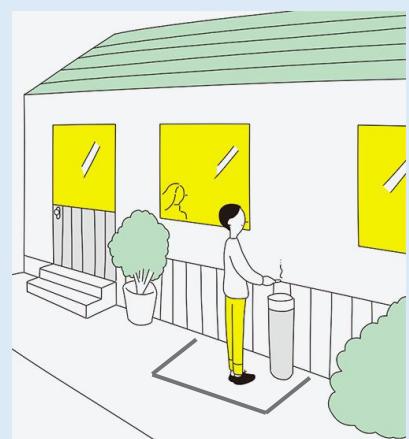
※ 補助金額は喫煙所1か所あたり4.8万円
(内訳)

事務経費等 1.2万円

喫煙所清掃費用 3.6万円

※ 1商店街あたり喫煙所10か所まで申請可能
で、最大48万円となります。

喫煙所のイメージ



補助制度活用をご希望の場合、

まずは参加申請書を市商連事務局までFAX下さい！

委託先スタッフがお伺いし、詳細ご説明いたします。

大阪市商店会総連盟喫煙所整備補助金

対象者

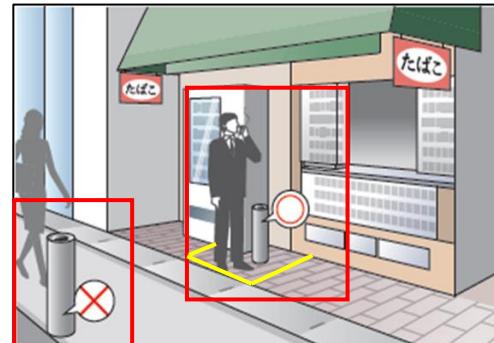
大阪市商店会総連盟に加盟する商店街

- ✓ 商店街単位でお申し込みください
(商店街内の個店からのお申し込みはできません)
- ✓ 近隣の商店街と共同でお申し込み頂くことは可能です

対象事業

喫煙所を設置し、維持管理する事業

- ✓ 商店街内もしくは周辺に5カ所以上、喫煙所を設置してください
- ✓ 必ず店舗等の私有地敷地内に設置してください
(道路等への設置は認められません)
- ✓ アーケード下への設置は認められません（法律上、屋外ではなく屋内と判定される可能性があるため）
- ✓ 喫煙所は、店舗前等に設置した場合でも、店舗利用者等に限定せず、誰でも利用可能としてください。また、概ね1日12時間以上かつ週5日以上は利用できるようにしてください
- ✓ 日々の清掃は、商店街もしくはその依頼先により、責任をもつて行ってください
- ✓ 必要に応じ、大阪市商店会総連盟より灰皿等の必要部材を提供いたします（本事業の対象であることがわかる掲示物の掲出はご協力ください）



詳細は「交付要綱」および「パンフレット」にてご確認をお願いします。



大阪市が十分な喫煙所整備をなさぬまま、条例により路上喫煙を禁止したことで、ポイ捨てや隠れての路上喫煙の問題が地域にとって大きな問題となっております。何より火災の問題は大変深刻です。商店街は単なる買い物の場に留まらず、街のインフラを支える存在であるからこそ、我々主導でこの状況を変えたいという思いで制度をつくりました。本制度が、「**大阪の街を支える皆様**」の一助となれば幸いです。

大阪市商店会総連盟 理事長 千田 忠司